

新型コロナウイルス感染症に対応した学校生活ガイドライン

～子供たちが安心して学べる環境を整えるために～

令和5年6月15日改訂
足利市教育委員会

教育活動の実施に係る基本的な考え方

- 1 本市や県における感染状況に応じて、適切な教育活動を実施すること
- 2 感染症対策を継続しながら、最大限の学びの保障を実現すること
- 3 児童生徒の心身の状況を把握し、きめ細やかな指導・支援に努めること

【 平時における感染症対策について 】

1 児童生徒等への指導

- ・児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染リスクを自ら判断した上で適切な行動をとることができるように、感染症対策について発達段階に応じた指導を行う。

2 児童生徒等の健康観察

- ・家庭と連携し、健康状態の把握を行う（児童生徒の表情等を確認しながら、健康観察を行う）。
- ・体調不良（発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合など）の際は、登校を控えて自宅で休養し、医療機関を受診・相談するよう周知・呼び掛けを行う。（教職員についても同様とする。）
- ・陽性・陰性等を確認するため、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を実施する際には、児童生徒等本人や保護者の意向を十分に尊重する。

3 換気の確保

- ・気候上可能な限り、常時換気に努める（廊下側と窓側を対角に開けると効率的に換気できる）。常時の換気が困難な場合には、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にする。教室に設置された扇風機等による空気の対流も活用する。
- ・体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。
- ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
- ・エアコン使用時においても換気は必要である。
- ・冬季においても、気候上可能な限り、常時換気に努める。なお、児童生徒等に暖かい服装を心掛けるよう指導するなど、室温低下による健康被害の防止にも配慮する。
- ・気候条件に応じた換気方法について、学校医や学校薬剤師等と相談をする。

4 手洗い等の手指衛生の指導

- ・登校時や外から教室等に入る時、トイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手洗いをするよう指導する。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであり、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

5 咳エチケットの指導

- ・他者に飛沫を飛ばさないよう、咳・くしゃみをする際には、口や鼻をおさえる咳エチケットを行うよう指導する。

6 マスクの取扱い

- ・学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ・様々な理由によりマスクの着用を希望したり、また、着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を無理強いすることにならないよう、一人ひとりに丁寧に関わりながら個別の対応に努める。

7 清掃

- ・清掃においては、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。
- ・清掃の際には、換気を十分に行う。

8 抵抗力を高めること

- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心掛けるよう指導する。

【 感染流行時における感染症対策について 】

1 マスクの取扱い

- ・感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられる。その場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。

2 身体的距離の確保

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、児童生徒の間隔を可能な範囲で空けることが考えられる。その際、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応する。

3 具体的な活動場面ごとの感染症対策

(1) 各教科等

- ・感染流行時には、以下に掲げる「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一時的に
 - 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - 児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられる。

「感染リスクが比較的高い学習活動」 ○児童生徒が対面形式となるグループワーク等【各教科等共通】 ○一斉に大きな声で話す活動【各教科等共通】 ○児童生徒がグループで行う実験や観察【理科】 ○児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏【音楽】 ○児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動【図画工作、美術】 ○児童生徒がグループで行う調理実習【家庭、技術・家庭】 ○組み合ったり接触したりする運動【体育、保健体育】

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重すること。

(2) 学校行事

- ・地域や学校において感染が流行している場合における学校行事の実施に当たっては、「参加者への手洗い・咳エチケットの推奨」「アルコール消毒薬の設置」「触れ合わない程度の距離の確保」「ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催」などの対策や工夫が必要である。
- ・遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事については、地域の感染状況、学校の感染防止策、保護者の考え、参加する児童生徒一人ひとりの自覚、これら4つの観点から総合的に判断する。
 - 目的地も含めた、地域の直近の感染状況等を十分に踏まえる。
 - 旅行者等と連携して、活動時だけでなく、移動時、宿泊時も含めた感染防止対策を講じる。
 - 保護者と児童生徒に対して事前説明を丁寧に行い、感染防止対策、緊急時の対応、延期または中止によるキャンセル料発生の可能性等について、理解を得る。
 - 事前の健康観察を徹底した上で、体調不良等(発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状)がある場合には、遠足や修学旅行等への参加を見合わせてもらうよう、保護者の理解を得る。

(3) 部活動

- ・部活動の実施に当たっては、「足利市立中学校部活動ガイドライン」「中央競技団体・関係団体が作成した指導手引」等を踏まえ、教師や部活動指導員等が活動状況を確認しながら実施する。地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、(1)の対策を講じることが考えられるほか、可能な限りの感染症対策を行った上で実施できるよう配慮する。
- ・大会やコンクール等の参加に当たっては、各主催団体が示すガイドライン等を遵守するとともに、学校としても大会参加時や移動時を含め、感染拡大の防止に留意すること。
- ・練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任をもって感染拡大の防止に留意すること。
- ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の前後の活動にも留意すること。

(4) 給食等の食事をとる場面

- ・児童生徒全員に食事の前後の手洗いを指導するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。特に、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、(1)の対策を講じることが考えられる。

【 その他 】

- ・新型コロナウイルス感染症を理由に、いじめや特定の地域・人に対する偏見や差別がないよう、十分な配慮に努める。
- ・児童生徒や教職員に対し、きめ細やかな健康観察を行うとともに、心の健康についても把握するよう努め、必要な支援を行う。
- ・臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないように、教材の工夫をしたり、ICTを活用したりして、きめ細やかな指導・支援に努める。
- ・学級閉鎖等の対応が必要な場合は、速やかに情報収集を行い、市教委・学校医と連携して対応する。